

(別紙2)

余裕工期設定工事に関する特記仕様書

本工事は、伊方町工事請負契約書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

第1条 (対象工事)

本工事は、工期に余裕期間を設定する工事（余裕工期設定工事）の対象工事である。

第2条 (工期の設定)

工事請負契約の成立の日の翌日から工期末日までの期間は、発注者が定める工事期間に60日間を加えた期間を見込んでいる。

第3条 (工事開始日の期限及び工事着手日)

受注者は、工事請負契約の成立の日の翌日から起算して60日以内の任意の日を工事開始日と定め、契約締結までに工事開始日通知書により発注者に通知しなければならない。

第4条 (契約関係の取扱い)

- 1 工事請負契約書、その他契約関係書類及び工事関係書類に記載する工期は、工事開始日から終期日とする。
- 2 工事請負契約書第3条の規定に基づく工程表は、余裕期間を記載すること。
- 3 工事請負契約書第4条の規定に基づく契約保証の期間は、契約締結日から終期日までを対象とすること。
- 4 工事請負契約書第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知は、工事開始日までに通知すること。
- 5 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。

第5条 (工事開始日前の現場管理等)

- 1 契約日から工事開始日までの期間の当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うこととする。
- 2 契約日から工事開始日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

第6条 (技術者等の配置)

契約日から工事開始日までの期間は、監理技術者（監理技術者補佐を含む）又は主任技術者及び現場代理人並びに担当技術者を配置することを要しない。

第7条 (経費の負担)

余裕工期の設定により増加する経費は、受注者の負担とする。

(別紙 2)

余裕工期設定工事について (イメージ)

